

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 22

発行：山口県教育委員会

令和6年1月22日

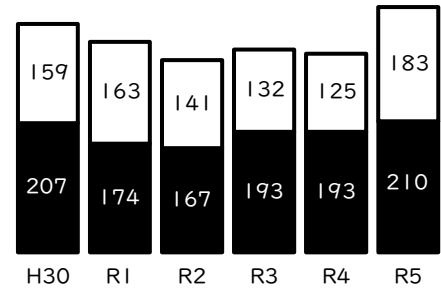
1 テーマ 「交通事故等について」

教職員が交通事故を起こした場合や交通事故に遭った場合は、**加害・被害の区分や怪我・損傷の程度等に関わらず、必ず警察への連絡や所属長への報告が必要です。**

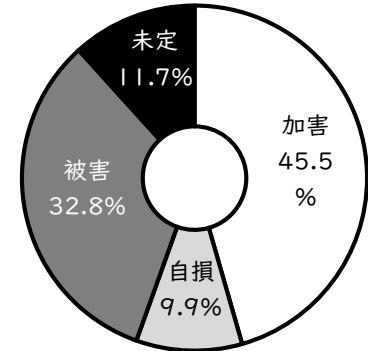
令和5年度の交通事故発生件数（4月～12月）は393件と平成30年度以降の同期比で最多となっており、特に**公務外での事故件数が大幅に増加しています。**また、例年、**加害または自損事故が事故全体の半数以上**を占めている現状を踏まえて、**時間と気持ちにゆとりをもった安全運転に留意する必要があります。**

また、過去には、運転免許や車検の更新忘れの事案等も発生していますので、自身の**運転免許や自家用車の車検期限の確認・更新**を確実に行ってください。

平成30年度以降の
4～12月の交通事故発生件数
■公務中または通勤途上 □公務外



加害・被害等割合



2 特に留意すべき交通事故等の事例

【事例1】

交差点で赤信号のため停車した後、信号が青に変わったため発進したところ、前方車両が発進しておらず、前方車両の後部に追突した。

【事例2】

通勤時、歩行者とミラーが接触したような気がしたが、そのまま出勤した。後日、警察から連絡があり、ひき逃げの疑いで事情聴取を受けた。

【事例3】

運転免許の更新に係る通知が自宅に届いていたが、運転免許の更新手続きを失念していた。休日に自家用車を運転していた際に警察の検問を受け、運転免許の更新期限が過ぎていることが発覚した。

3 留意事項（交通事故が発生した場合の対応等）

- 事例1のような事案は、出退勤時など、急いでいると考えられる状況で多数発生しています。また、**縁石やガードレール等への接触のように相手がいなくても必ず警察に連絡する必要があります。**
- 交通事故が発生した場合、**その場から走り去ってしまうと、「当て逃げ」（人身事故の場合は「ひき逃げ」）となり、重い罰則が科せられる可能性があります。**
- 事故が発生した場合は、すぐに車を安全なところに止め、負傷者がいる場合は救急車の手配をし、警察・保険会社へ連絡をしてください。また、所属長への報告も忘れずにしましょう。

4 安全運転等に関する自身の意識や行動をチェックしてみましょう☑

- 時間的に余裕を持って運転できるように出発している。
- 安全な速度と十分な車間距離を保ち、他の自動車、自転車や歩行者に優しい運転をしている。
- 常に「～かもしれない」という気持ちで、危険予測をしながら運転している。
- 右折・左折や車線変更の際は、早めに合図を出すとともに、歩行者や他の自動車等の状況を十分に確認している。
- バックを始める前に周囲を十分確認するとともに、バック時にはミラーだけでなく目視による安全確認を行っている。
- 運転免許や車検の更新期限を確認し、確実に更新手続きを行っている。